

基準15 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準

法令に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次の各号によること。
 - (1) ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクは（以下この基準において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、基準14、第1項第2号の規定の例によること。
 - (2) ハロン1301又はハロン1211を貯蔵する貯蔵容器等は、48℃における貯蔵容器等の内部圧力の5/3倍以上の圧力に耐えるものであること。
 - (3) 選択弁は、基準14、第1項第4号の規定の例によること。
 - (4) 容器弁の開放装置は、基準14、第1項第5号の規定の例によること。
 - (5) 配管等は、基準14、第1項第6号アの規定の例によること。
 - (6) 噴射ヘッドは、基準14、第1項第7号の規定の例によること。
 - (7) 防護区画の構造等は、基準14、第1項第8号ア（（オ）を除く。）の規定の例によるほか、防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降口ビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。
 - (8) 制御盤は、基準14、第1項第9号の規定の例によること。
 - (9) 火災表示盤は、基準14、第1項第10号の規定の例によること。
 - (10) 起動装置は、基準14、第1項第11号（エ（イ）を除く。）の規定の例によること。
 - (11) 音響警報装置は、基準14、第1項第12号の規定の例によること。
 - (12) 放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置（以下この基準において「排出措置」という。）を、基準14、第1項第13号ア及びイ（イのただし書きを除く。）の規定の例によること。
ただし、開口部（第13号ア（イ）に定めるものをいう。）の面積の合計は、当該防護区画の床面積の1%以上とすることができる。
 - (13) 保安のための措置は、基準14、第1項第14号の規定の例によること。
 - (14) 非常電源の容量は、基準14、第1項第16号の規定の例によること。
 - (15) 標識等は、基準14、第1項第15号及び第17号の規定の例によること。
- 2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、基準14、第1項第2号、第4号から第12号（第8号イ、ウ及びエを除く。）まで、第15号から第17号並びに前項第2号の例によるほか、駐車のために供される部分、通信機器室及び特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、次の各号に掲げる場所に設置することができる。
 - (1) 予想される出火箇所が、特定の部分に限定される場所
 - (2) 全域放出方式又は移動式のハロゲン化物消火設備の設置が不相当と認められる場所